

医療費の支払免除について

世帯主またはその世帯に属する者が、下記の事由などの特別な事情によりその収入が著しく減少し医療費の支払いが困難な場合、自己負担額が免除や減額又は支払いが猶予される場合があります。ただし、国保税に未納がない世帯に限ります。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、風水害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したとき。